

～申請書提出前チェックリスト～

提出前にもう一度御確認ください。

記入漏れ等の不備がある場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

◎ 非課税世帯・生活保護(生業扶助を受給している)世帯・家計急変世帯共通チェック項目

- ☐ 申請書の申請日は、基準日の令和5年7月1日より後の申請日になっていますか。
- ☐ 申請書表面の冒頭4点を確認し、□に全てチェック（レ印）が入っていますか。
- ☐ 申請者の連絡先（住所や連絡先）に誤りや記入漏れはありませんか。
（申請後に変更になった場合、必ず下記連絡先に連絡してください。）
- ☐ 申請書表面の下側の受給回数に関する質問を確認の上、該当する場合はチェック（レ印）が入っていますか。
- ☐ 申請書裏面の該当する□全てにチェック（レ印）が入っていますか。
（該当するか不明な場合や、内容が不明な場合は下記連絡先にお問い合わせください。）
- ☐ 世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）を添付していますか。
- ☐ 住民票の発行年月日は令和5年7月1日より後ですか。
（父母負担軽減事業補助金において提出済みの場合はそのコピーで可。
令和5年7月1日時点で住所に変更がない場合は、発行年月日が令和5年6月30日以前でも可。）

○ 非課税世帯チェック項目

- ☐ 保護者等全員の非課税証明書が添付されていますか。
- ☐ 対象の高校生以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、当該兄弟姉妹の保険証の写しが添付されていますか。（通信制高等学校を除く。）
※健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等の記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。
※国民健康保険に加入している場合は、扶養誓約書も御提出ください。

○ 生活保護(生業扶助受給世帯)

- ☐ 生業扶助受給証明書または生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書が添付されていますか。
- ☐ 生業扶助受給証明書又は生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書の発行年月日は令和5年7月1日より後ですか。

○ 家計急変世帯チェック項目

- ☐ 保護者等全員の個人番号カードの写し等が添付されていますか。
（高等学校等就学支援金の手続きのために書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得した場合は不要。）
 - ☐ 扶養親族全員の健康保険証の写しが添付されていますか。
※健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等の記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。
※国民健康保険に加入している場合は、扶養誓約書も御提出ください。
 - ☐ 急変後の所得を証明する書類として、勤務先作成の年間給与見込や確定申告書の写し等が添付されておりますか。
 - ☐ 急変事由を証明する書類として、離職票や戸籍謄本等が添付されていますか。
 - ☐ 家計急変事由調査票が添付されていますか。
- ※ 家計急変世帯の提出書類の詳細については、別表2（家計急変世帯用）を御確認ください。

問い合わせ先 埼玉県 総務部 学事課 高等学校担当 TEL：048-830-2725
--